

26こ未第686号
平成27年1月23日

監査指導課長様

長崎県こども未来課長
(公印省略)

災害対応マニュアルの策定について

このことについて、別紙のとおり送付しましたのでご連絡いたします。

26こ末第686号

平成27年1月23日



各私立保育所施設長 様
各私立幼稚園園長 様

長崎県こども未来課長
(公印省略)

災害対応マニュアルの策定について（依頼）

このことにつきまして、これまで各園におかれまして作成されているところですが、この度、各種災害に対応するマニュアルとしての雛形を作成しました。

このマニュアルでは、基本的・共通的な事項について、書き込み式として毎年度当初にそれぞれの施設の実情に応じて策定していただくことを想定しております。各園におけるマニュアルの作成・見直し・改善についてご活用いただくようお願いいたします。

また、より効果的な内容となるよう雛形に対するご意見を募集したいと思います。何かございましたら、下記のご意見欄に記載のうえ、平成27年2月20日（金）までにFAXにてご提出（ご記入のうえ、そのまま送付）ください。

・雛形は「自然災害対策編」と「原子力災害対策編」があります。県のホームページに掲載をしていますので、ご確認をお願いいたします。（経費削減を求めており、紙による送付を行なっておりません）

※「原子力災害対策編」につきましては、玄海原子力発電所から30kmの範囲内にある施設を想定しています。

◎長崎県のホームページ

ホーム > 分類で探す > 福祉・保健 > 子育て支援・少子化対策 > 子ども・子育て関連施設
>保育所・幼稚園等災害対応マニュアル

・いただいたご意見をもとに内容の検討、修正等を行います。そのため、最終版につきましては3月に再度掲載する予定です。※掲載が4月以降の見込みになった場合は再度ご連絡いたします。

長崎県こども未来課 幼保連携班 平尾あて
(FAX: 095-895-2554)

名 称：_____

記入者名：_____

電話番号：_____

【ご意見欄】





長崎県

Nagasaki Prefectural Government

色合い 白 黒 青 文 ホーム 目的で探す 分類で探す 組織で探す 地方機関で探す

[ホーム](#) > [分類で探す](#) > [福祉・保健](#) > [子育て支援・少子化対策](#) > [子ども・子育て関連施設](#) > [保育所・幼稚園等災害対応マニュアル](#)

メニュー

- ▶ [保育所](#)
- ▶ [幼稚園](#)
- ▶ [認定こども園](#)
- ▶ [保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育施設等共通](#)
- ▶ [認可外保育施設](#)
- ▶ [放課後児童クラブ](#)
- ▶ [地域子育て支援拠点](#)
- ▶ [児童厚生施設\(児童館、児童センター、児童遊園\)](#)
- ▶ [ファミリーサポートセンター](#)
- ▶ [社会福祉法人\(こども未来課所管\)の現況報告と財務諸表の公表](#)
- ▶ [保育所・幼稚園等災害対応マニュアル](#)
- ▶ [子育て応援の店](#)

保育所・幼稚園等災害対応マニュアル

こども未来課では保育所、幼稚園向けの防災マニュアルの雑形(「自然災害対策編」)を用意しました。マニュアルの策定、見直し、改善についてご活用いただけますようお願いします。

※雑形は毎年(年度当初)、実情に応じて記入する書き込み式を想定しています。

※「原子力災害対策編」につきましては、玄海原子力発電所から30km以内の区域を想定しています。

[自然災害対策編\[PDFファイル／461KB\]](#)

[自然災害対策編\[Wordファイル／152KB\]](#)

[原子力災害対策編\[PDFファイル／456KB\]](#)

[原子力災害対策編\[Wordファイル／141KB\]](#)

このページの掲載元

こども未来課

住所:長崎県長崎市江戸町2番13号

電話:095-895-2681

ファクシミリ:095-895-2554

[このページへの質問はこちらから](#)

[このサイトについて](#) | [相談窓口](#) | [県庁案内](#) | [携帯版](#) | [サイトマップ](#) | [アンケート](#)

© 2013 Nagasaki Prefectural. All Rights Reserved.

まえがき

1. 目的

この計画は、地震及び風水害等の自然災害（以下「自然災害」という。）に対する防災対策及び災害時において必要な基本的事項を定めることによって自然災害から園児及び職員の人命の安全の確保を図ることを目的とする。

2. 施設管理者の役割

施設管理者は、地元自治体（県・市）との連携により事故情報や避難に関する情報を早期かつ正確に入手し、（施設名：_____）における園児の安全確保、保護者への引渡し等を実施する。

このため、施設管理者は、本計画に基づき施設職員を指揮し、業務を行なう。

3. 避難計画の作成及び変更

防災対策等の実施にあたっては、県、市町、消防署及び警察署はもとより、消防団等の地元関係者、他の施設及び利用者の家族とも十分に連携を図る。

県及び市町村地域防災計画は、年1回程度改訂されるので、本編・資料編の関係箇所を確認するとともに、施設において、毎年度、見直しを行い、必要に応じて、避難計画を修正する。また、県からガイドラインの改訂通知があったときは、適宜見直しを行う。

<自然災害対策編>

まえがき

1. 目的	1
2. 施設管理者の役割	1
3. 避難計画の作成及び変更	1

I 平常時における対策

1. 施設の状況確認	3
(1) 立地の確認	3
(2) 在園児、職員数 (年 月 日現在)	4
(3) 設備の確認	4
(4) 身の回りの防災 ('身のまわりの防災チェックリスト' 参照)	5
①建物・ガラス戸・園庭	5
②出入口・避難通路	5
③大型機器類	5
④調理室	5
⑤火元	5
⑥消火設備	5
2. 応急対策への備え	6
(1) 防災関係機関一覧表	6
(2) 物品関係	6
(3) 避難場所・経路	7
①避難場所	7
②避難経路	7
(4) 保護者との連携	8
①連絡手段の共有	8
②「引き渡しカード」の整備	8

II 災害発生時の対策

<台風・水害>	9
(1) 保育中	9
(2) 避難勧告・指示が出た場合	9
<地震>	9
(1) 保育室にいた場合	9
(2) 園庭にいた場合	9
(3) 園外にいた場合	10
<火災がおきたら>	10
(1) 園が火元の場合	10
(2) 周辺が火災の場合	10

III 身の回りの防災チェックリスト

I 平常時における対策

1. 施設の状況確認

(1) 立地の確認

本施設の所在地 _____

施設設置年月日 昭和・平成 年 月 日

※昭和56年5月31日以前の建物について

耐震診断の実施及び耐震性の有無（該当するものに○）

耐震診断：実施済み • 未実施

診断結果：耐震有り • 耐震無し

耐震補強：実施済み（ 年 月 日 ） • 未実施

ア 起こりうる災害は、施設が立地している地盤や地形など立地環境から予測できる場合があります。県や市町村で作成している「地域防災計画」や「各種防災マップ」などでは、地震(津波)、風水害(河川等はん濫、土石流、がけ崩れ、地すべりなど)の区分ごとに、河川はん濫・津波の浸水想定区域図、土砂災害危険箇所や土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、また、災害履歴などを掲載しているところもあります。それらの情報は、施設の災害予測に役立ちますので事前に確認しておきましょう。

なお、土砂災害危険箇所については、長崎県土木部砂防課のホームページ

(<http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/>) でも確認できます。

イ 施設が土砂災害警戒区域に指定されると、市町村が施設への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めたり、「土砂災害ハザードマップ」を作成したりします。

「土砂災害ハザードマップ」には、土砂災害(特別)警戒区域の範囲、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、避難場所等が記載されており、施設の災害予測や迅速な避難行動に役立ちますので確認しておきましょう。

ウ 地下室は、「地上の冠水で一気に水が流れ込む。」「浸水で、電灯が消え、暗闇となる。」「外の様子が見えない。」「水圧でドアが開かなくなる。」など危険な場所であることを認識しておきましょう。

<危険箇所を知る>

園舎の周りに危険箇所がないか、長崎県土木部砂防課のホームページから確認し、地図を印刷して、一緒に保管しておきましょう！（該当するものに○）

①土砂災害危険箇所の有無

： 土石流危険渓流 • 地すべり危険箇所 • 急傾斜地崩壊危険箇所

②土砂災害警戒区域等

： 土石流警戒区域 • 急傾斜地警戒区域 • その他（ ）

③砂防指定地等： 砂防指定地 • 地すべり防止区域 • 急傾斜地崩壊危険区域

④山地災害危険区域： 山腹崩壊 • 地すべり • 崩壊土砂流出

<自然災害対策編>

<想定される災害について考える>

立地から起こりうる災害を想定しておきましょう！

(例)

- ・大雨や地震の際に園舎北側の崖の崩落。
- ・園地の横を○○川が通っており、大雨時には河川の氾濫が想定され、また園舎が低地にあるため冠水する恐れがある。



(2) 在園児、職員数 (年 月 日現在)

定員数

名

現員数

名

職員数

名 (うち常勤の保育士・幼稚園教諭 名)

(3) 設備の確認

①情報収集・伝達手段

・情報収集

防災ラジオ、テレビ、防災行政無線（個別受信機）、携帯電話、衛星携帯電話等
(配備している資機材を記載)



・情報伝達

施設内の一斉放送システム等 (配備している資機材を記載)



②車両の確認

車種	車名	車両番号	定員
例) マイクロバス	〇〇〇 〇〇〇〇〇	長崎〇〇 な〇〇・〇〇	大人〇人+幼児〇人

(4) 身の回りの防災（「身のまわりの防災チェックリスト」参照）

①建物・ガラス戸・園庭

- ・建物、塀、門扉、大型遊具など、災害のときに危険があるものは専門家による耐震・耐火診断を受ける。（問題があれば対策を講じる）
- ・ガラス戸には、飛散防止シートを貼るなどして、かけらでケガをしないようにしておく。

②出入口・避難通路

- ・出入口や廊下、非常用すべり台などの近くにものを置かずに、避難するルートはすぐに使えるようにする。
- ・避難するルートに、ケガのもとになるような危険（床板が腐っている、釘が出ている、階段のすべり止めがないなど）がないか点検する。

③大型機器類

- ・ロッカー、本棚、くつ箱などは壁や床、天井面に金具などで固定し、転倒を防ぐ。
- ・テレビなどのオーディオ機器は転倒防止金具などで固定する。
- ・ピアノやエレクトーンなどはキャスター部分を固定する。
- ・本棚の上など、高いところに物を置かない。

④調理室

- ・冷蔵庫、食器保管庫などの大きな電化製品は倒れないように固定する。
- ・ガス栓、ガス管が壊れたり、老朽化したりしていないか確認する。
- ・電気コード、ガスホースなどは足に引っかかるないように短くまとめる。
- ・ガスを使用しないときには、こまめに元栓を閉める。

⑤火元

- ・ストーブの周辺に燃えやすいものを置かないようにする。
- ・給湯室のガス栓、ガス管が壊れたり老朽化していないか確認する。
- ・電気コードやコンセントが壊れたり、老朽化していないか確認する。
- ・コンセントの周囲にホコリをためないようにする。

⑥消火設備

- ・消火器は落下、転倒しない場所に置く。
- ・職員に消火器の設置場所と使用方法をくりかえし指導する。
- ・消火器の使用期限が切れていないか確認する。（定期的に検査を受ける）

<自然災害対策編>

2. 応急対策への備え

(1) 防災関係機関一覧表

地域の防災関係機関の連絡先を調べ、一覧表を作成しておく。

(防災関係機関の例示)

市町担当課、消防、警察、協力医療機関、電気設備等保守管理業者 等

防災関係機関一覧表

連絡先	電話番号	FAX番号	備考

(2) 物品関係

毎年度初めに、避難時における物品をあらかじめ準備して（決めて）おき、職員へ
周知する。

物品名	数量	事前に備えているものは○、 避難時備えるものは□
水	(℥ (ml) ペットボトル 本)	
おやつ	(人の子どもたち 日分)	
粉ミルク	(缶 (袋))	
哺乳瓶	(本)	
備蓄食料（離乳食、アレルギー用含む）	(人の子どもたち 日分)	
懐中電灯	(本)	
おんぶ紐		
園児名簿（出席簿）		
緊急連絡名簿		
引き渡しカード		
オムツ	(袋 (枚))	
おしりふき		
子どもの着替え		
ビニール袋		
救急用品		
携帯電話		
ラジオ		
ノートパソコン（子どもの連絡先や 家族の勤務先などの情報が入っている）		

(3) 避難場所・経路

①避難場所

地域のハザードマップなどを参考として、2ヶ所以上の避難場所を決めておく。

第1避難先：	TEL：
第2避難先：	TEL：
第3避難先：	TEL：
第4避難先：	TEL：

※ 周辺に山・崖崩れ、危険物貯蔵庫等の危険箇所がないこと。

※ 津波がせまった場合、より高台へ避難できる経路が確保されること。

②避難経路

災害時には、あらかじめ決めておいた避難経路が使えなくなることも考えられるため、なるべく短時間で、安全にたどりつける避難経路を2つ以上決めておく。

第1ルート：	→	→	→	→ 第 1 避難先
第2ルート：	→	→	→	→ 第 1 避難先
第3ルート：	→	→	→	→ 第 避難先
第4ルート：	→	→	→	→ 第 避難先
第5ルート：	→	→	→	→ 第 避難先
第6ルート：	→	→	→	→ 第 避難先
第7ルート：	→	→	→	→ 第 避難先
第8ルート：	→	→	→	→ 第 避難先

- ・避難場所、避難経路を自分たちで歩き、交通量や道幅、危険な場所を確認
- ・地域安全マップの作成（河川の氾濫、がけ崩れなど地理的な特徴による危険な場所をマップに記載することにより、危険な場所を把握しておく）
- ・防災訓練時に職員間で避難経路を共有
- ・園外保育に避難訓練を兼ねて避難経路を歩く

<自然災害対策編>

(4) 保護者との連携

子どもを安全に保護者のもとに引き渡すためには、職員の努力だけでなく、保護者側の協力も必要なことから、保護者説明会などを通じて災害時の連絡手段等について伝える。

①連絡手段の共有

災害時は電話がつながらなくなることも想定し、あらかじめ複数の連絡手段を決め、保護者へ知らせておく。

想定する連絡手段	対応するものに○	備考
電話連絡網の整備		
一斉メール配信システムの活用		
災害伝言ダイヤルの活用		
携帯電話から見られるホームページや ブログへの記載		
園舎へ設置した掲示板への記載（園舎外へ避難する場合）		

- ※ すぐに情報を伝えられるように、いくつかの事態を考えた定型文を用意しておく。
- ※ 大規模な地震等が発生した場合、通信途絶や混乱下での情報伝達となることが想定されるため、園から保護者に連絡をしなくても迎えに来ていただくことをふだんから周知しておく（津波の被害が想定される地域の施設については、あらかじめ決めている避難先を知らせておく）。

②「引き渡しカード」の整備

混乱した中では、いつ、どこで、だれがだれに、子どもを引き渡したかが不明確になりがちであり（親が子どもを迎えることができない場合もある）、事後の確認や整理のため、専用の「引き渡しカード」を整備する。

（作成例）

園児引き渡しカード

事前記入	クラス名		血液型	型
	園児名		生年月日	年 月 日
	保護者名		園児との関係	
	住所		電話番号	
引取時記入	引き取り者		園児との関係	
	引き渡し年月日 (時 刻)	年 月 日 (AM・PM :)	引き渡した職員名	
	引き渡し場所		特記事項	

II 災害発生時の対策

＜台風・水害＞

台風が発生したときには台風情報をつねにチェックし、接近や通過の可能性がある場合は、あらかじめしっかりと対策を立てておく。

(1) 保育中

- ①台風情報・天気予報をつねにチェックし、状況に応じて保護者に連絡をとり、安全なうちに引き取ってもらう。(早めの判断を心がける)
- ②強風で飛ばされそうなものは屋外に置いたままにせず、屋内に移動。
- ③停電に備え、懐中電灯や携帯ラジオを準備。
- ④断水に備え、ポリタンクなどに飲料用の水を確保。
- ⑤浸水に備え、濡れて困るものは高い場所に移動。

(2) 避難勧告・指示が出た場合

- ①保護者に連絡をとり、避難先や引き渡しについて伝える。
- ②ブレーカーやガス、水道の元栓を閉める。
- ③玄関、掲示板に避難場所を掲示。
- ④乳幼児はおんぶではなく、抱っこして身を守る。
- ⑤子どもはしっかりと手をとって一緒に行動する。

＜地震＞

落下物から身を守ることが先決。子どもと自分の安全が確保でき、揺れがおさまったらすぐに火の元を確認し、窓やドア類を開け放ち、避難経路を確保する。

(1) 保育室にいた場合

- ①子どもたちを上から物が落ちてこない、横から物が倒れてこない場所に待機
- ②窓・扉を開けて出入口を確保
- ③火を消し、ガスの元栓を閉める
- ④状況に応じ、非常用持ち出し袋を背負い、子どもたちを避難場所へ誘導
- ⑤人員を確認し、テレビ等で正確な情報をつかむ

(2) 園庭にいた場合

- ①園庭中央付近に子どもを集合させ待機。
- ②人員を確認し、状況に応じて、より安全な避難場所へ誘導。

<自然災害対策編>

(3) 園外にいた場合

- ①建物から十分離れた場所へ子どもを誘導。
- ②人員を確認し、園と連絡をとり状況の報告。
- ③状況に応じて、より安全な避難場所へ子どもたちを誘導。

<火災がおきたら>

(1) 園が火元の場合

- ①消防署へ通報
- ②子どもたちを安全な場所に集め、建物の外へ誘導。
- ③ハンカチなどで鼻と口を押さえ、低い姿勢で移動しながら、子どもを静かに早足で避難させる。
- ④延焼を防ぐためにドアや窓はできるだけ閉める。
- ⑤消火器による初期消火。(背丈よりも火が高く上がってしまったら初期消火をあきらめ、身の安全を優先する)

(2) 周辺が火災の場合

- ①地域の連携先などと連絡をとりあって正確な情報をつかむ。
- ②状況に応じて、子どもたちを安全な場所に集め、建物の外へ誘導する。

III 身の回りの防災チェックリスト

①建物・ガラス戸・園庭	建物、塀、門扉、大型遊具など、災害のときに危険があるものは専門家による耐震・耐火診断を受ける（問題があれば対策を講じる）	
	ガラス戸には、飛散防止シートを貼るなどして、かけらでケガをしないようにしておく	
②出入口・避難通路	出入口や廊下、非常用すべり台などの近くに物を置かずに、避難するルートはすぐに使えるようにする	
	避難するルートに、ケガのもとになるような危険、（床板が腐っている、釘が出ている、階段のすべり止めがないなど）がないか点検する	
③大型機器類	ロッカー、本棚、くつ箱などは壁や床、天井面に金具などで固定し、転倒を防ぐ	
	テレビなどのオーディオ機器は転倒防止金具などで固定する	
④調理室	ピアノやエレクトーンなどはキャスター部分を固定する	
	本棚の上など、高いところに物を置かない	
⑤火元	冷蔵庫、食器保管庫などの大きな電化製品は倒れないように固定する	
	ガス栓、ガス管が壊れたり、老朽化したりしていないか確認する	
⑥消火設備	電気コード、ガスホースなどは足に引っかかるないように短くまとめる	
	ガスを使用しないときには、こまめに元栓を閉める	
	ストーブの周辺に燃えやすいものを置かないようにする	
	給湯室のガス栓、ガス管が壊れたり老朽化していないか確認する	
	電気コードやコンセントが壊れたり、老朽化していないか確認する	
	コンセントの周囲にホコリをためないようにする	
	消火器は落下、転倒しない場所に置く	
	職員に消火器の設置場所と使用方法をくりかえし指導する	
	消火器の使用期限が切れていないか確認する (使用期限： 年 月 日) (点検日： 年 月 日)	

まえがき

1. 目的

この計画は、九州電力株式会社玄海原子力発電所（以下、「玄海原子力発電所」という。）において、万一の原子力災害が発生するなどし、避難指示等が発令された場合に対応すべき必要な事項を定め、（施設名：_____）の園児及び職員を安全に避難させることを目的とする。

2. 施設管理者の役割

施設管理者は、地元自治体（県・市）との連携により事故情報や避難に関する情報を早期かつ正確に入手し、（施設名：_____）における園児の安全確保、保護者への引渡し等を実施する。

このため、施設管理者は、本計画に基づき施設職員を指揮し、業務を行なう。

3. 避難計画の作成及び変更

防災対策等の実施にあたっては、県、市町、消防署及び警察署はもとより、消防団等の地元関係者、他の施設及び利用者の家族とも十分に連携を図る。

県及び市町村地域防災計画は、年1回程度改訂されるので、本編・資料編の関係箇所を確認するとともに、施設において、毎年度、見直しを行い、必要に応じて、避難計画を修正する。また、県からガイドラインの改訂通知があったときは、適宜見直しを行う。

<原子力災害対策編>

まえがき	1
1. 目的	1
2. 施設管理者の役割	1
3. 避難計画の作成及び変更	1
I 平常時における対策	3
1. 施設の状況確認	3
(1) 立地の確認	3
(2) 在園児、職員数 (年 月 日現在)	3
(3) 設備の確認	3
① 情報収集・伝達手段	3
② 車両の確認	3
(4) 身の回りの防災 (「身のまわりの防災チェックリスト」 参照)	4
① 建物・ガラス戸・園庭	4
② 出入口・避難通路	4
③ 大型機器類	4
④ 調理室	4
⑤ 火元	4
⑥ 消火設備	4
2. 応急対策への備え	5
(1) 原子力災害の特徴	5
① 放射性物質又は放射線の放出	5
② 目に見えない	5
③ 放射線被ばく	5
(2) 原子力災害時の防護措置	5
(3) 原子力災害時の基本的対応	6
(4) 防災関係機関一覧表	6
(5) 物品関係	7
(6) 保護者との連携	7
① 連絡手段の共有	8
② 「引き渡しカード」 の整備	8
II 原子力発電所事故時の対策	9
1. 避難のタイミング	9
2. 警戒事態	9
(1) 体制整備	9
(2) 入所児童引き渡し	9
(3) 避難準備	9
3. 施設敷地緊急事態	10
(1) 避難準備	10
(2) その他	11
4. 全面緊急事態	11

I 平常時における対策

1. 施設の状況確認

(1) 立地の確認

本施設の所在地

施設設置年月日 昭和・平成 年 月 日

※昭和56年5月31日以前の建物について

耐震診断の実施及び耐震性の有無

耐震診断 実施済み ・ 未実施

診断結果 耐震有り ・ 耐震無し

耐震補強 実施済み (年 月 日) ・ 未実施

本施設は、玄海原子力発電所から(方角:)、 km に位置する(主要地方道 線沿いに位置)。普通車 台の駐車が可能である。

(2) 在園児、職員数(年 月 日現在)

定員数 名

現員数 名

職員数 名 (うち常勤の保育士・幼稚園教諭 名)

(3) 設備の確認

①情報収集・伝達手段

・情報収集

防災ラジオ、テレビ、防災行政無線(個別受信機)、携帯電話、衛星携帯電話等
(配備している資機材を記載)

[]

・情報伝達

施設内の一斉放送システム等(配備している資機材を記載)

[]

②車両の確認

車種	車名	車両番号	定員
例) マイクロバス	〇〇〇 〇〇〇〇〇	長崎〇〇 な〇〇-〇〇	大人〇人+幼児〇人

<原子力災害対策編>

(4) 身の回りの防災（「身のまわりの防災チェックリスト」参照）

①建物・ガラス戸・園庭

- ・建物、塀、門扉、大型遊具など、災害のときに危険があるものは専門家による耐震・耐火診断を受ける。（問題があれば対策を講じる）
- ・ガラス戸には、飛散防止シートを貼るなどして、かけらでケガをしないようにしておく。

②出入口・避難通路

- ・出入口や廊下、非常用すべり台などの近くにものを置かずに、避難するルートはすぐに使えるようにする。
- ・避難するルートに、ケガのもとになるような危険（床板が腐っている、釘が出ていている、階段のすべり止めがないなど）がないか点検する。

③大型機器類

- ・ロッカー、本棚、くつ箱などは壁や床、天井面に金具などで固定し、転倒を防ぐ。
- ・テレビなどのオーディオ機器は転倒防止金具などで固定する。
- ・ピアノやエレクトーンなどはキャスター部分を固定する。
- ・本棚の上など、高いところに物を置かない。

④調理室

- ・冷蔵庫、食器保管庫などの大きな電化製品は倒れないように固定する。
- ・ガス栓、ガス管が壊れたり、老朽化したりしていないか確認する。
- ・電気コード、ガスホースなどは足に引っかかるないように短くまとめる。
- ・ガスを使用しないときには、こまめに元栓を閉める。

⑤火元

- ・ストーブの周辺に燃えやすいものを置かないようにする。
- ・給湯室のガス栓、ガス管が壊れたり老朽化していないか確認する。
- ・電気コードやコンセントが壊れたり、老朽化していないか確認する。
- ・コンセントの周囲にホコリをためないようにする。

⑥消火設備

- ・消火器は落下、転倒しない場所に置く。
- ・職員に消火器の設置場所と使用方法をくりかえし指導する。
- ・消火器の使用期限が切れていないか確認する。（定期的に検査を受ける）

2. 応急対策への備え

(1) 原子力災害の特徴

①放射性物質又は放射線の放出

- ・原子力災害では、放射性物質又は放射線の放出という特有の事象が生じる。

②目に見えない

- ・放射性物質又は放射線の存在は、放射線測定器を用いることによって検知することができるが、その影響をすぐに五感で感じることはできない。
- ・このため、国、県、市町等が発表する正確な情報を入手し、冷静、沈着、確実にその指示等に従うことが大切。
- ・また、平時から放射線についての基本的な知識を得て、理解しておくことも必要。

③放射線被ばく

- ・放射線を身体に受けることを「放射線被ばく」といい、放射線被ばくの経路には、「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。
- ・外部被ばくは、体外にある放射性物質から出る放射線を受けることによる被ばく。
- ・内部被ばくは、呼吸によって空気中の放射性物質を吸い込んだり、放射性物質を含んだ飲食物を摂取したりすることにより、体内にある放射性物質から出る放射線を受けることによる被ばく。

(2) 原子力災害時の防護措置

①基本的な対応

- ・PAZ (~5km) 全面緊急事態になれば、即時避難
- ・UPZ (5km~30km) 屋内退避を基本とし、放射性物質放出後、その実測値に基づき避難。

②防護措置の基準

	事象	PAZ (~5km)	UPZ (5km~30Km)
警戒事態	(例) 県内で震度6弱の地震が発生	・保育所等、避難に時間要する施設において避難準備	一
施設敷地 緊急事態	(例) 玄海原子力発電所の全交流電源喪失状態が30分以上継続	・保育所等の避難実施 ・一般住民の避難準備 ・安定ヨウ素剤の服用準備	・屋内退避準備
全面 緊急事態	(例) 玄海原子力発電所の	・一般住民の避難開始	・屋内退避実施 ・安定ヨウ素剤服用準

<原子力災害対策編>

	事象	PAZ (～5km)	UPZ (5km～30Km)
	全ての非常用炉心冷却装置による注水が不可能	・安定ヨウ素剤服用 備	・避難等の準備

(3) 原子力災害時の基本的対応

①保護者への引渡し

入所児童を保護者に引き渡すことが可能な場合は、保護者に引き渡すことを原則とする。

市（町）による避難開始指示までに、入所児童を保護者に引き渡すことができない場合は、当該入所児童とともに指定された避難所に避難し、避難先で、当該児童を保護者に引き渡す。

なお、_____市・町における避難先は、_____市・町となっている。

（日頃の備えの例）

- ・防災訓練（避難訓練）時に保護者への引渡しの要素を追加して実施。

②避難場所及び経路の確認

災害時には、あらかじめ決めておいた避難経路が使えなくなることも考えられるため、主要な避難経路を2つ以上決めておく。

（日頃の備えの例）

- ・避難場所・避難経路を実際に歩き、交通量や道幅、危険な場所を確認。

(4) 防災関係機関一覧表

地域の防災関係機関の連絡先を調べ、一覧表を作成しておく。

（防災関係機関の例示）

市町担当課、消防、警察、協力医療機関、電気設備等保守管理業者 等
施設外部と電話が通じない場合の緊急時の連絡方法も検討しておく。

防災関係機関一覧表

連絡先	電話番号	FAX番号	備考

(5) 物品関係

毎年度初めに、避難時における物品をあらかじめ準備して（決めて）おき、職員へ週知する。

物品名	数量	事前に備えているものは○、避難時備えるものは□
水	(℥ (ml) ペットボトル 本)	
おやつ	(人の子どもたち 日分)	
粉ミルク	(缶 (袋))	
哺乳瓶	(本)	
備蓄食料（離乳食、アレルギー用含む）	(人の子どもたち 日分)	
懐中電灯	(本)	
おんぶ紐		
園児名簿（出席簿）		
緊急連絡名簿		
引き渡しカード		
オムツ	(袋 (枚))	
おしりふき		
子どもの着替え		
ビニール袋		
救急用品		
携帯電話		
ラジオ		
ノートパソコン（子どもの連絡先や家族の勤務先などの情報が入っている）		

<原子力災害対策編>

(6) 保護者との連携

子どもを安全に保護者のもとに引き渡すためには、職員の努力だけでなく、保護者側の協力も必要なことから、保護者説明会などを通じて災害時の連絡手段等について伝える。

①連絡手段の共有

災害時は電話がつながらなくなることも想定し、あらかじめ複数の連絡手段を決め、保護者へ知らせておく。

想定する連絡手段	対応する ものに○	備考
電話連絡網の整備		
一斉メール配信システムの活用		
災害伝言ダイヤルの活用		
携帯電話から見られるホームページや ブログへの記載		
園舎へ設置した掲示板への記載（園舎 外へ避難する場合）		

- ※ すぐに情報を伝えられるように、いくつかの事態を考えた定型文を用意しておく。
- ※ 伝達が困難となることも想定されるため、園から保護者に連絡をしなくても迎えに来ていただくことをふだんから周知しておく（あらかじめ決めている避難先を知らせておく）。
- ※ メール送信など、一斉送信ができるよう、日頃から訓練（練習）をしておく。

②「引き渡しカード」の整備

混乱した中では、いつ、どこで、だれがだれに、子どもを引き渡したかが不明確になりがちであり（親が子どもを迎えることができない場合もある）、事後の確認や整理のため、専用の「引き渡しカード」を整備する。

(作成例)

園児引き渡しカード

事前 記入	クラス名		血液型	型
	園児名		生年月日	年 月 日
	保護者名		園児との関係	
	住所		電話番号	
引 取 時 記 入	引き取り者		園児との関係	
	引き渡し年月日 (時 刻)	年 月 日 (AM・PM :)	引き渡した 職員名	
	引き渡し場所		特記事項	

Ⅱ 原子力発電所事故時の対策

1. 避難のタイミング

原子力災害時の緊急事態は、「警戒事態（警戒事象）」、「施設敷地緊急事態（特定事象）」、「全面緊急事態」の3つに区分されており、避難（屋内退避を含む）については、「全面緊急事態」となった時点から実施する。

「全面緊急事態」に至った後は、防護措置の判断基準となる空間放射線量に応じて市町災害対策本部等より出される指示に従って避難等を行うこととなる。

宿直等の職員は、警戒事象の発生を認知した時、災害警戒のため応援が必要な場合には、初動担当者に出勤を要請する。

職員の参集が必要な事象をあらかじめ整理し、職員の参集が必要な場合には、速やかに防災情報連絡網により連絡し、参集できる体制を整備する。

※ 以下、事態ごとの対応を記載しているが、当該事態になった場合に必ず、避難実施するものではなく、放射線量に応じて、市町災害対策本部等から避難や屋内退避の指示が出される。

※ 避難のための体制整備、準備に応じて必要な事項を記載するものとする。

2. 警戒事態

(1) 体制整備

- 職員への対応指示
- 職員参集（全職員）
- 情報収集
 - ・市（町）から発せられる情報
 - ・想定している避難ルートの状況
- 負傷した園児等がいる場合の救護

(2) 園児の引き渡し

- 保護者に園児の迎えを要請
 - ・連絡手段：一斉メール
- 園児を引き渡し
 - ・「園児引き渡しカード」による確実なチェックを行う
- 園児人数の把握
 - ・隨時、引き渡した園児数と引き渡していない園児数を把握しておく

(3) 避難準備

- 園児への対応

<原子力災害対策編>

- ・身支度、整列等
- 非常用持ち出し物資準備
 - ・「物品関係のリスト」によるチェック
- 車両台数確認・車両要請
 - ・施設の所有車両、職員所有車両での避難可能人数を把握
 - ・車両が不足する場合は、近隣住民、市（町）等に協力要請

市・町 近隣住民の連絡先

市・町	課	TEL	—	—
		TEL	—	—
		TEL	—	—
		TEL	—	—

- 徒歩避難に必要な物資の準備
 - ・市（町）が指定する一時集合場所に徒歩移動させるために必要な、おんぶ紐、散歩車の準備
- 園児・引率職員の避難車両等の割り振り（「割振り表」の作成）
 - ・避難車両が不足する場合は、市（町）が指定する一時集合場所に移動させる園児・引率職員を選定
- 保護者への連絡
 - ・内容：避難予定である旨、避難先、避難ルート 等
 - ・手段：一斉メール・その他（_____）

3. 施設敷地緊急事態

（1）避難準備

- 避難する園児数、避難する園児・引率職員の避難車両の割り振り

避難先

名称：_____ 市・町 避難先名：_____

住所：_____ 市・町 _____

避難先に係る連絡先

課	係
TEL	—

①職員所有車両等による避難

(施設名 : _____)

↓ (_____号線経由)

市・町 避難先名 : _____

②一時集合場所に移動

(施設名 : _____)

↓ (徒歩 : 約 _____ 分)

一時集合場所 (_____)

↓ (市 (町) が用意するバス)

避難先 : _____

(2) その他

- 施設の保護
 - ・ブレーカーの切断やガスの元栓の確認など、二次災害発生の防止措置
- 園児の避難先等の掲示準備
 - ・園児の避難先、避難ルート等を遅れて迎えに来た保護者に分かるように掲示
- 保護者への連絡
 - ・内容：予定している避難先、避難ルート 等
 - ・手段：一斉メール・その他 (_____)

4. 全面緊急事態

- 園児の引き渡し
 - ・「園児引き渡しカード」による確実なチェックを行う
- 園児人数の把握
 - ・隨時、引き渡した園児数と引き渡していない園児数を把握しておく
- 避難実施
 - ・保護者への引き渡しができない園児を バス・その他(_____)により、避難を実施する。
- 保護者への連絡
 - ・内容：避難完了した旨、避難先、引き渡しの方法、その他 (_____)
 - ・手段：一斉メール、個別連絡、その他 (_____)

身の回りの防災チェックリスト

ポイント		チェック
①建物・ガラス戸・園庭	建物、塀、門扉、大型遊具など、災害のときに危険があるものは専門家による耐震・耐火診断を受ける（問題があれば対策を講じる）	
	ガラス戸には、飛散防止シートを貼るなどして、かけらでケガをしないようにしておく	
②出入口・避難通路	出入口や廊下、非常用すべり台などの近くにものを置かずに、避難するルートはすぐに使えるようにする	
	避難するルートに、ケガのもとになるような危険（床板が腐っている、釘が出ている、階段のすべり止めがないなど）がないか点検する	
③大型機器類	ロッカー、本棚、くつ箱などは壁や床、天井面に金具などで固定し、転倒を防ぐ	
	テレビなどのオーディオ機器は転倒防止金具などで固定する	
	ピアノやエレクトーンなどはキャスター部分を固定する	
	本棚の上など、高いところに物を置かない	
④調理室	冷蔵庫、食器保管庫などの大きな電化製品は倒れないように固定する	
	ガス栓、ガス管が壊れたり老朽化していないか確認する	
	電気コード、ガスホースなどは足に引っかかるないように短くまとめる	
	ガスを使用しないときには、こまめに元栓を閉める	
⑤火元	ストーブの周辺に燃えやすいものを置かないようにする	
	給湯室のガス栓、ガス管が壊れたり老朽化していないか確認する	
	電気コードやコンセントが壊れたり、老朽化していないか確認する	
	コンセントの周囲にホコリをためないようにする	
⑥消防設備	消火器は落下、転倒しない場所に置く	
	職員に消火器の設置場所と使用方法をくりかえし指導する	
	消火器の使用期限が切れていないか確認する (使用期限： 点検日： 年 月 日)	